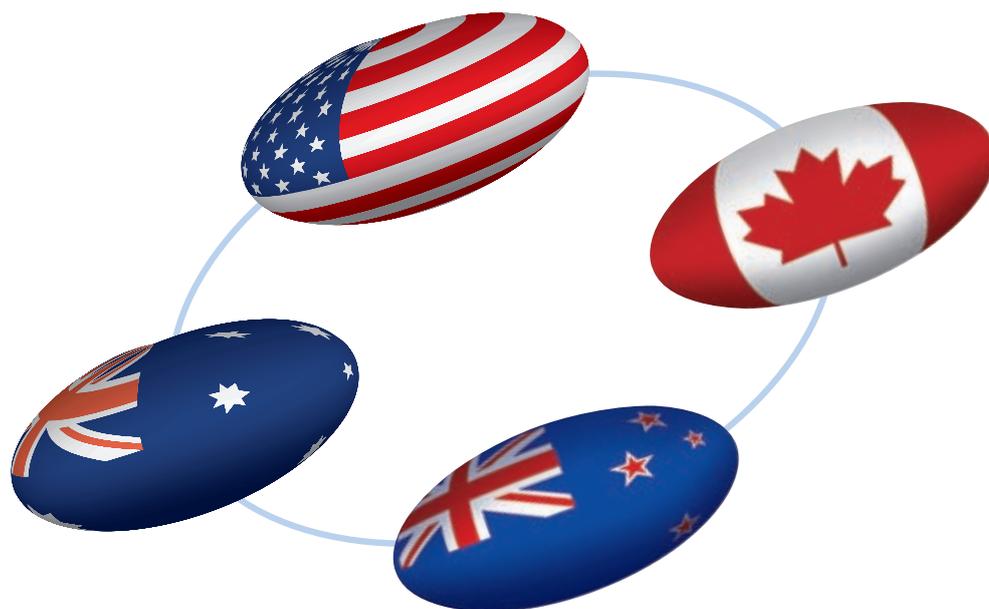


ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

USドル・ポートフォリオ
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
カナダ・ドル・ポートフォリオ
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託



- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドであるUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ（以下、個別にまたは総称して「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」といいます。）に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合には、販売会社または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」といいます。）にご請求いただければ、当該投資信託説明書（請求目論見書）は販売会社または販売取扱会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年5月31日に関東財務局長に提出しており、2017年6月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2017年9月29日に関東財務局長に提出しております。
- ・ファンド証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

重要事項

ファンドは、主に外貨建の公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価格も変動します。また、ファンドの受益証券は、純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響も受けます。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの純資産価格の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「為替リスク」、「証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）」の取引に関連する特定のリスク」などがあります。

管理会社は…

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

ファンドの関係法人

<管理会社> SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

- － トラストの資産の管理およびファンド証券の発行・買戻しを行います。
- － ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に設立されました。
- － 2017年7月末日現在の発行済株式資本は、5,446,220ユーロ（約7億610万円）です。

(注) ユーロの円貨換算は、2017年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=129.65円）によります。

- － 2017年7月末日現在、13本のファンドを管理しており、その純資産額は、3,134,950,471アメリカ合衆国ドル、9,170,458ユーロ、1,036,511,282,812円、1,760,762,433オーストラリア・ドル、496,590,993ニュージーランド・ドル、65,155,537カナダ・ドルの合計額です。

(注) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」ということがあります。

<保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社>

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

- － トラストの資産の保管業務、トラストの所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行います。

<投資運用会社> 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド

- － トラストの資産の投資顧問・運用業務を行います。

<代行協会員> SMBC日興証券株式会社

- － 日本における代行協会員業務を行います。

<販売会社> SMBC日興証券株式会社（下記）にお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

- － 日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行います。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

各ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とします。管理会社は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くします。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができます。

<ファンドの特色>

投資方針

各ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の各ファンドの通貨建の短期債券および証書です。ファンドはまた、各ファンドの通貨建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を各ファンドの通貨に対してヘッジすることができます。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有します。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資します。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間（注）は、60日間を超えません。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限（注）は、120日間を超えません。

（注）「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間です。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用されます。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均です。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用します。元本の償還が遅延されれば遅延されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用されます。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用されます。

ファンドは、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」といいます。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」といいます。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資します。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-1格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければなりません。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資されます。

ファンドは高格付の金融機関（銀行、証券会社等）と買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。

管理会社が決定するファンドの投資目的および／または投資方針の重大な変更は、ルクセンブルグの金融監督委員会から当該重大な変更に係る承認を受けた後にルクセンブルグの目論見書に組み込まれます。

主な投資制限

管理会社またはその代理人はファンドの資産の運用にあたり、トラスト約款に規定されているとおり、以下の制限を遵守します。なお、以下はファンドの投資制限の要点だけを述べたものです。詳細は請求目論見書をご参照ください。

- (1) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、ファンドのためにかかる有価証券に投資しません。
ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関（地域的機関か世界的機関かを問いません。）により発行または保証された有価証券には適用されません。
- (2) 管理会社は、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他の投資信託とあわせて15%を超えて保有することとなる場合、ファンドのためにかかる有価証券に投資しません。
ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関（地域的機関か世界的機関かを問いません。）により発行または保証された有価証券には適用されません。
- (3) 管理会社は、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、ファンドのためにかかる投資信託に投資しません。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託に投資しません。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資する場合、ファンドの投資資産に、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資運用報酬は課されません。また、管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しません。
- (4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他の投資信託のため、支配または経営を目的として投資しません。
- (5) 管理会社は証券を信用で購入しません。また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしません。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしません。
- (6) 管理会社は、ファンドのために不動産を売買しないものとします。
- (7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれます。
- (8) 管理会社は、ファンドのためにいかなる者へも貸付けをしません。
- (9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしません。かかる借入れは暫定的にのみ行うことができます。
- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しません。ただし、かかる制限はOECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関（地域的機関か世界的機関かを問いません。）によって発行または保証された有価証券には適用されません。また本制限は恒常的に流通する金融市場証書には適用されません。
- (11) 管理会社は、ファンドのために他の発行体の有価証券を引受けることはできません。
- (12) 管理会社は、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限りです。

- (13) 管理会社は、一定の条件下で為替リスクのヘッジを目的として、ファンドのために為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができます。
- (14) 管理会社は、ファンドのために原則として金融先物取引を行いません。
- (15) ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しません。

管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させます。

管理会社は、トラスト約款で定められた規則の範囲内で行われる (a) 管理会社、(b) その関係会社、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または (d) それらの主要株主であって、自己、または別の（名義人等の）名義の自己の勘定で行為する者との間の取引を除き、ファンドのために有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはなりません。

債務証券または債務証券の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができません。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではありません。

ルクセンブルグの適用法令により許容される最大限の範囲および当該法令の規定限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、当該ファンドの投資目的に合致する方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができます。

分配方針

管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言することを意図しています。

各ファンドの毎月の最終営業日（注）に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよび／または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後）は当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行されます。

ファンド証券の買戻しの場合に買戻代金とともに発生済・未払いの分配金が支払われる以外に、現金による分配金支払いは行われません。

前記は、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（注）USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、（i）ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、（ii）日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。以下同じです。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、（i）ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、（ii）日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。以下同じです。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、（i）ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、（ii）日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。以下同じです。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、（i）ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、（ii）日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。以下同じです。

運用体制

投資運用会社の運用体制

運用チームの運用体制

グローバル・インベストメント・チームのメンバーとともにシニア・インベストメント・スタッフを中核とするチームによりファンドの運用が行われ、これをさらにアナリストとディーラーを含むインベストメント・スタッフが運用のサポートをしています。運用チームは、コンプライアンスおよび投資管理チームとともにリスク・アンド・パフォーマンス・チームにより補佐されています。

意思決定プロセス

投資運用会社は、定性調査と定量調査により、様々な発行体の信用度を評価します。投資運用会社はその分析を信用格付ならびに、星の数で信用度の方向性を評価する日興スター・コンフィデンス・メジャー（以下「SCM」といいます。）により結論付けます。信用格付ならびにSCMは、マネー・マーケット・ポートフォリオについて投資運用会社に承認された発行体リストに掲載するための鍵となるパラメータです。リストに掲載されているすべての発行体は、投資運用会社のグローバル・クレジット・リサーチ・チームによって絶えず監視されます。

ファンダメンタルの分析により、ポートフォリオ・マネージャーは異なるマーケットの金利動向の見通しを立てます。その後どの満期のものに投資するかを決定するためにイールド・カーブの形状

を分析し、決定された満期日構成に合致するよう、前述の発行体リストから最も魅力的な利回りを提供する証券が選ばれます。場合によっては現金のまま保有するほうがファンドにとって有利なため、いかなる時点においても、証券によりもたらされる利回りはファンドの保有する現金が提供する利回りと比較されます。

投資運用会社はファンドの目的に従って厳しいリスク管理を適用しており、証券の購入にあたっては、2つの主要なリスク、即ち金利リスクおよび信用リスクに常に十分注意しています。

すべてのポートフォリオの特性についての定期的なレビューを含むポートフォリオの継続的な監視を、独立したリスク・アンド・パフォーマンス・チームが行います。その結果は、運用チームおよびシニア・マネジメントならびにリスク部門の統括責任者およびグローバル・チーフ・インベストメント・オフィサーにも伝えられます。

職務および権限

1名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーが1名のアシスタント・ポートフォリオ・マネージャーおよびシニア・ディーラーとともにファンドの運用について直接責任を負い、債券部門の統括責任者により監督されます。

ロンドンの運用チーム構成員のうち3名は、マネー・マーケット・ポートフォリオに関する発行体リストを常に監視する日興アセットマネジメントグループのグローバル・クレジット・リサーチ・チームに所属しています。

会議

ポートフォリオの特性とポジショニングをレビューするため投資チーム内の公式会議が定期的に行われます。すべてのファンドのパフォーマンスのレビューは、毎月別途行われます。両会議とも債券部門の統括責任者が出席します。

(注) 上記の運用体制は、2017年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 投資リスク

主なリスク要因

以下は、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。他のリスクを含む詳細は請求目論見書をご参照ください。

過去の運用データは必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはなりません。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低水準の実勢金利水準に関連して、比較的安定的なリターンを生じさせてきています。償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されています。しかし、トラストに全くリスクがないとはいえません。

トラストは金融市場商品に投資するため、ある程度の信用リスクを伴います。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえます。トラストが投資する金融市場商品の性質により、通常的环境下での流動性は高くなります。トラストにはいかなる形式による元本確保または保証も付与されていません。

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

①金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となります。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益（受取利息）の減少要因となります。

②信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となります。

③流動性リスク

特定の有価証券は、最適な時期に最適な価格で売却することが困難または不可能であることがあります。これにより、売却価格を引き下げること、代わりに他の有価証券を売却することおよび／または投資機会を見送ることを余儀なくされることがあります。これらにより、ファンドの運営またはパフォーマンスに悪影響が生じる可能性があります。

④為替リスク

トラストの米ドル・ポートフォリオは米ドルを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオは加ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはNZドルを基準通貨としています。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割り込むことがあります。

⑤証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク

- (1) 管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、次に掲げるリスクが発生することがあります。
 - (A) 買付証券の価格が当初の支払額を下回ることになるリスク
 - (B) ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスク
- (2) 管理会社がファンドのために売主として行為する買戻し条件付契約（現先契約）の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の買主である取引相手方が破綻した場合、次に掲げるリスクが発生することがあります。
 - (A) 取引相手方に売り付けた証券の価格が当初の受取額を上回ることになるリスク
 - (B) ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されることがあるリスク
- (3) 証券貸付取引に関しては、次に掲げるリスクが発生することがあります。
 - (A) 管理会社がファンドのために貸し付ける証券の借主が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保が貸し付けた証券の価格を下回る価格で換金されることになりことがあるリスク
 - (B) 現金担保の再投資を行う場合は、次に掲げるリスク
 - (i) 相当のリスクを伴うレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すことがあるリスク
 - (ii) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあるリスク
 - (iii) 回収額が担保金額を下回るリスク
 - (C) ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されるリスク

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されません。

リスクの管理体制

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのフィクスト・インカム・チームによって管理されます。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視しており、ファンドの大半の主要なリスクの軽減が可能です。

ファンドはいかなるデリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除きます。）も行っておりません。将来において、デリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除きます。）を行うとしてもヘッジ目的であり、投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他の類似した取引を、取引の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように監督します。

(注) 上記のリスクの管理体制は、2017年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

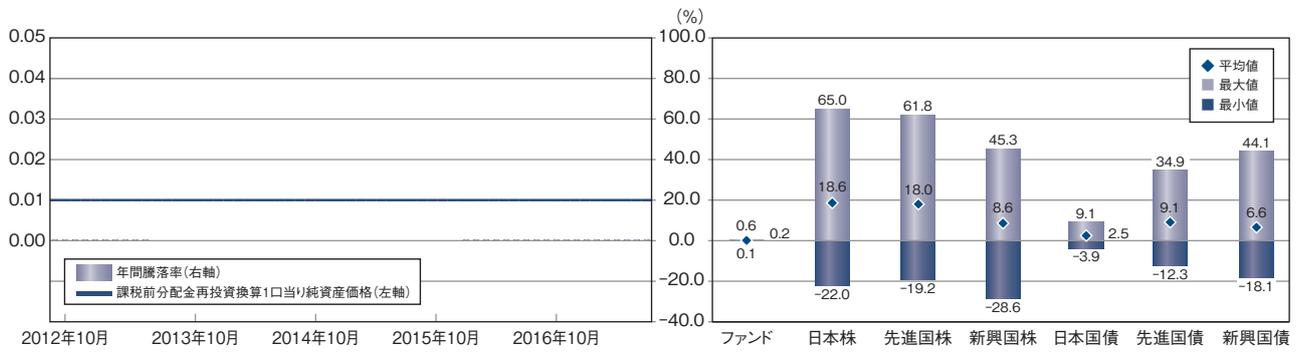
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2012年8月～2017年7月の5年間におけるファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

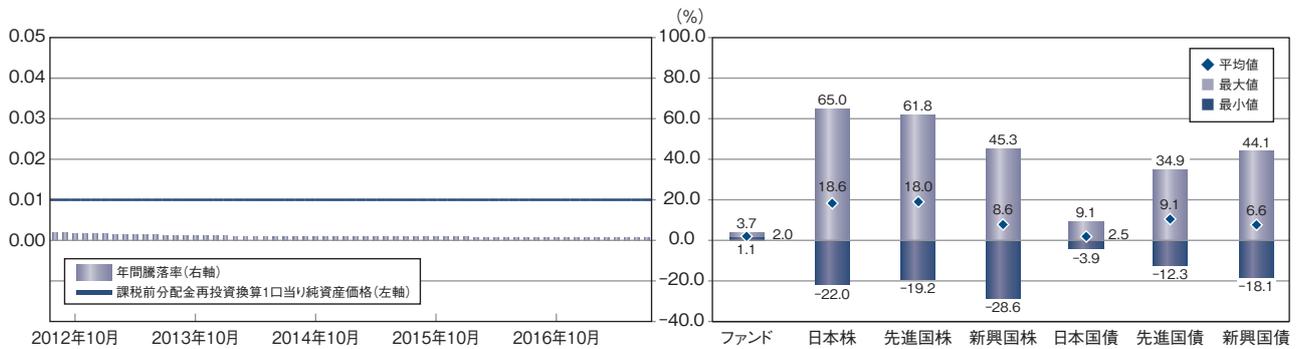
ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンド（各ファンドの表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

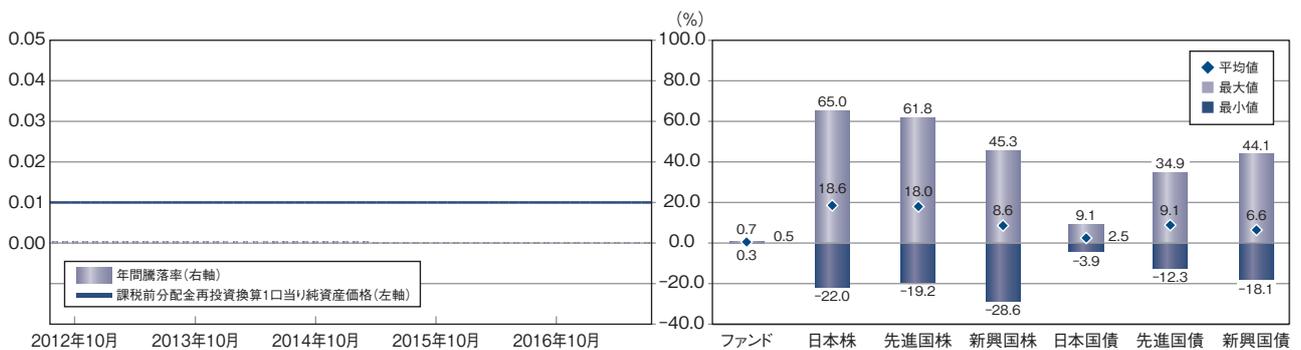
USドル・ポートフォリオ



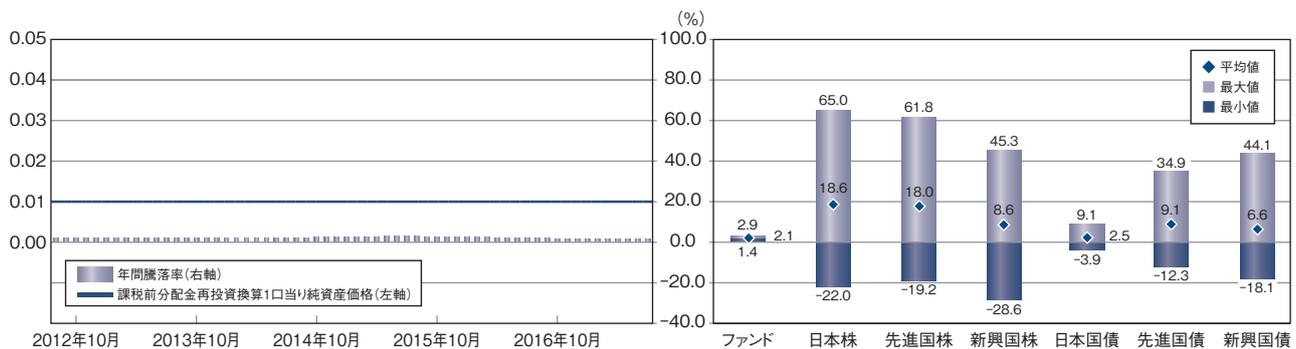
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



カナダ・ドル・ポートフォリオ



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に
森・濱田松本法律事務所が作成

- ※課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2011 年 8 月末日を 0.01 として指数化しております。
- ※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※US ドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されております。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の 1 口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

- 日本株…TOPIX（配当込み）
 - 先進国株…ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
 - 新興国株…S&P 新興国総合指数
 - 日本国債…ブルームバーグ／EFFAS ボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1 年超）
 - 先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 - 新興国債…シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）
- （注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよび S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数） は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよび**シティ新興国市場国債インデックス**は Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスです。

3 運用実績

A. USドル・ポートフォリオ

主要な資産の状況

(2017年7月末日現在)

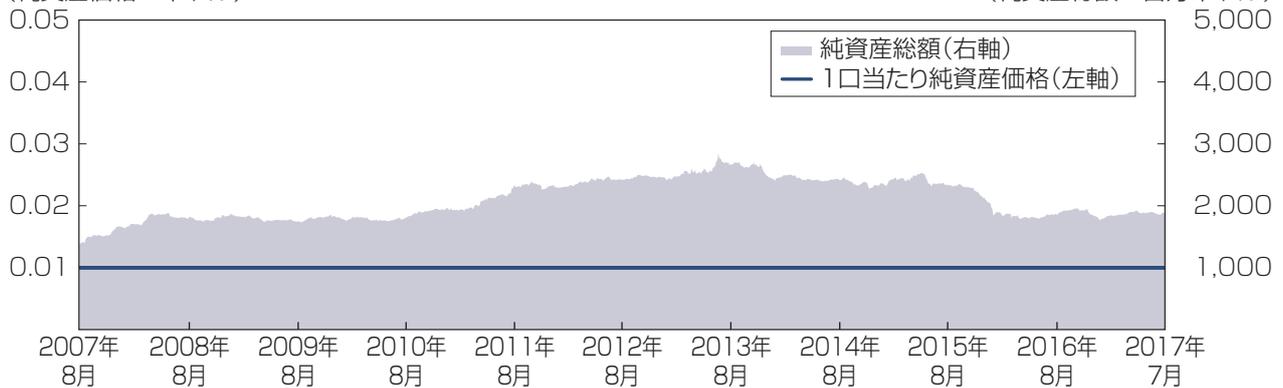
	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%) (注1)
1.	SUMITOMO MITSUI TR BK LD CD 02AUG17	預金証書	—	2017年8月2日	5.31
2.	TORONTO DOMINION BK CP LDN 13OCT17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年10月13日	5.30
3.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22AUG17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年8月22日	4.83
4.	NORINCHUKIN BANK LDN CD 25OCT17	預金証書	—	2017年10月25日	4.23
5.	ALLIANZ SE CP 06OCT17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年10月6日	3.97
6.	OVERSEAS CHINESE BANKING CP 10OCT17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年10月10日	3.97
7.	NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 30OCT17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年10月30日	3.97
8.	KOREA DEV BANK (LDN) CD 27OCT17	預金証書	—	2017年10月27日	3.70
9.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11OCT17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年10月11日	3.18
10.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 01SEP17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年9月1日	2.86

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

純資産の推移 (2007年8月1日～2017年7月末日)

(純資産価格：米ドル)

(純資産総額：百万米ドル)



資産別および地域別の投資状況

(2017年7月末日現在)

資産の種類	発行地	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	14.97
	イギリス	9.27
	ドイツ	9.00
	香港	5.03
	フィンランド	4.29
	オランダ	3.97
	オーストラリア	3.44
	日本	1.59
	スウェーデン	1.59
預金証書	イギリス	16.90
	オーストラリア	4.59
	香港	3.71
	フィンランド	0.53
債券	韓国	3.87
	オーストラリア	1.86
中期債券	オーストラリア	1.19
その他の資産 (負債控除後)		14.19
合計		100.00

収益率の推移

会計年度	収益率 (注2)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	4.571%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.081%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.352%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.192%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.152%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.188%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.130%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.117%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	0.148%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	0.427%
(自2016年8月1日 至2017年7月31日)	0.632%

(注2) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$
 a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 (分配付の額)
 b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格 (分配前の額)

運用実績の記載にかかる注記

あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

B. オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

主要な資産の状況

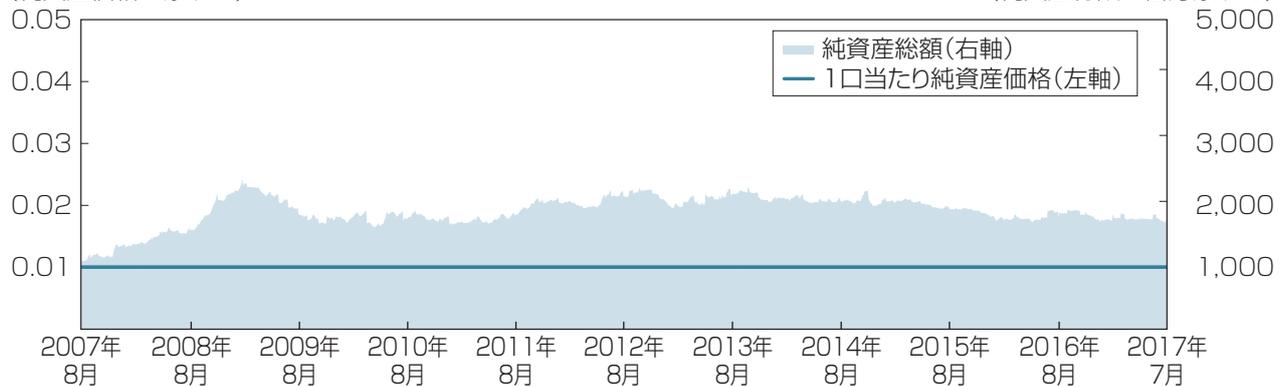
(2017年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1.	COMMONWEALTH BK AUST FRN 02AUG17	中期債券	2.175	2017年8月2日	7.32
2.	DNB BANK ASA CP 17AUG17	コマーシャル・ペーパー	-	2017年8月17日	7.26
3.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 23AUG17	コマーシャル・ペーパー	-	2017年8月23日	5.81
4.	FMS WERTMANAGEMENT CP 23OCT17	コマーシャル・ペーパー	-	2017年10月23日	5.79
5.	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 10AUG17	預金証書	-	2017年8月10日	4.36
6.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22AUG17	コマーシャル・ペーパー	-	2017年8月22日	4.30
7.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 26OCT17	コマーシャル・ペーパー	-	2017年10月26日	4.05
8.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 08SEP17	コマーシャル・ペーパー	-	2017年9月8日	3.77
9.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 10OCT17	コマーシャル・ペーパー	-	2017年10月10日	3.76
10.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 06SEP17	預金証書	-	2017年9月6日	3.08

純資産の推移 (2007年8月1日～2017年7月末日)

(純資産価格：豪ドル)

(純資産総額：百万豪ドル)



資産別および地域別の投資状況

(2017年7月末日現在)

資産の種類	発行地	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	22.60
	フランス	14.44
	ノルウェー	8.71
	シンガポール	8.12
	オーストラリア	6.97
	カナダ	2.87
	イギリス	2.32
預金証書	オーストラリア	16.42
中期債券	オーストラリア	7.32
	アメリカ合衆国	1.75
その他の資産 (負債控除後)		8.47
合計		100.00

収益率の推移

	収益率 (注)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	5.784%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	6.176%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.692%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	3.816%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	4.086%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	3.203%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	2.105%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1.915%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1.604%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1.317%
(自2016年8月1日 至2017年7月31日)	1.110%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$
a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 (分配の額)
b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格 (分配前の額)

運用実績の記載にかかる注記

あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

C. カナダ・ドル・ポートフォリオ

主要な資産の状況

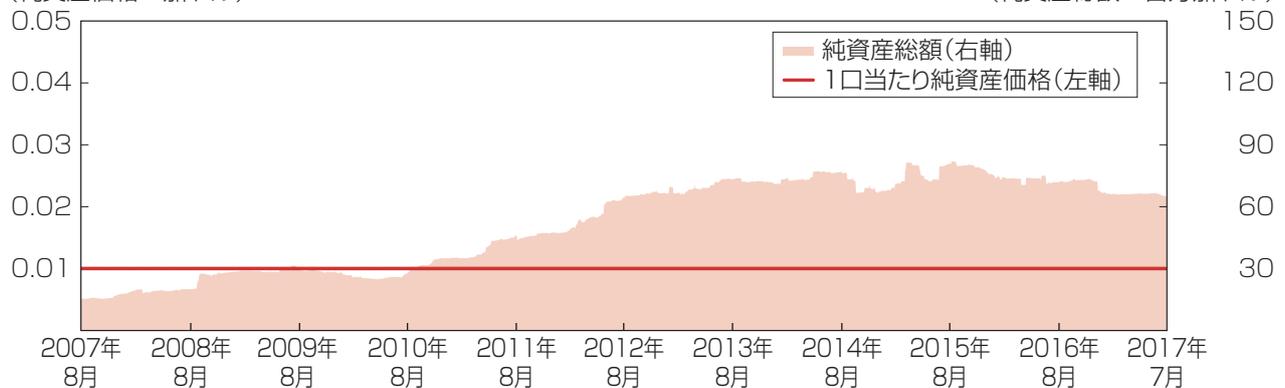
(2017年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1.	PROVINCE OF ONTARIO 0.00 18OCT17	債券	—	2017年10月18日	29.10
2.	PROVINCE OF MANITOBA 0.00 16AUG17	債券	—	2017年8月16日	23.02
3.	PROVINCE OF MANITOBA 0.00 13SEP17	債券	—	2017年9月13日	15.33
4.	QUEBEC T-BILL 0.00 29SEP17	債券	—	2017年9月29日	10.73
5.	PROVINCE OF ONTARIO 0.00 13SEP17	債券	—	2017年9月13日	6.13
6.	PROVINCE OF ONTARIO 0.00 30AUG17	債券	—	2017年8月30日	1.53

純資産の推移 (2007年8月1日～2017年7月末日)

(純資産価格：加ドル)

(純資産総額：百万加ドル)



資産別および地域別の投資状況

(2017年7月末日現在)

資産の種類	発行地	投資比率 (%)
債券	カナダ	85.85
その他の資産 (負債控除後)		14.15
合計		100.00

収益率の推移

	収益率 (注)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	3.640%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.783%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.278%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.326%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.597%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.635%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.590%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.568%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	0.361%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	0.295%
(自2016年8月1日 至2017年7月31日)	0.317%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 (分配の額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格 (分配前の額)

運用実績の記載にかかる注記

あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

D. ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

主要な資産の状況

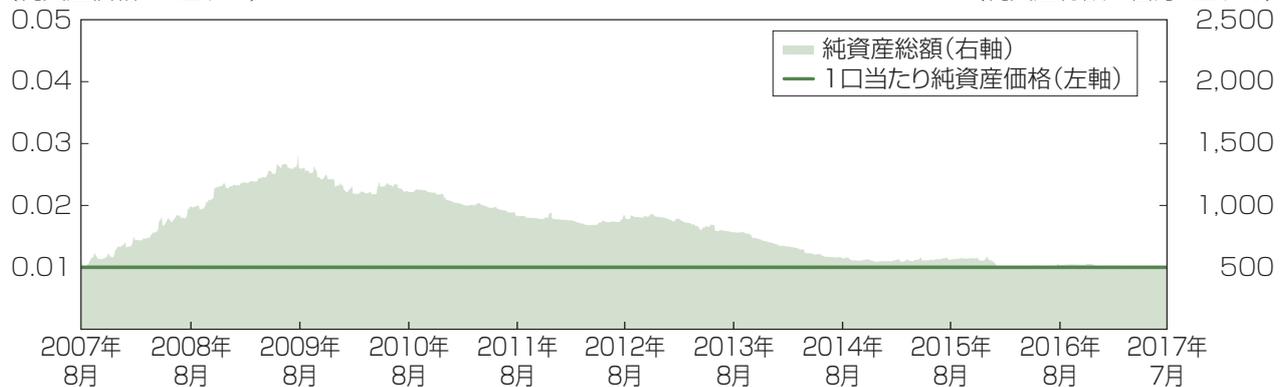
(2017年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 01SEP17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年9月1日	15.08
2.	KFW 3.75 16AUG17 EMTN	中期債券	3.750	2017年8月16日	11.24
3.	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 10OCT17	預金証書	—	2017年10月10日	8.02
4.	TORONTO DOMINION BK CAD CP 19OCT17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年10月19日	8.02
5.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 20OCT17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年10月20日	8.02
6.	ANZ BANK NEW ZEALD 4.89 18SEP17 MTN	中期債券	4.890	2017年9月18日	7.67
7.	DNB BANK ASA CP 25AUG17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年8月25日	7.04
8.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 11SEP17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年9月11日	6.03
9.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 08SEP17	コマーシャル・ペーパー	—	2017年9月8日	5.02
10.	UOB AUSTRALIA LTD CD 23AUG17	預金証書	—	2017年8月23日	4.22

純資産の推移 (2007年8月1日～2017年7月末日)

(純資産価格：NZドル)

(純資産総額：百万NZドル)



資産別および地域別の投資状況

(2017年7月末日現在)

資産の種類	発行地	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	20.10
	オーストラリア	9.03
	カナダ	8.02
	ドイツ	8.02
	ノルウェー	7.04
預金証書	オーストラリア	16.26
中期債券	ドイツ	11.24
	ニュージーランド	7.67
	オランダ	2.60
その他の資産 (負債控除後)		10.02
合計		100.00

収益率の推移

	収益率 (注)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	7.161%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	7.355%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.397%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2.325%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	2.157%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1.968%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1.928%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	2.503%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	2.581%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1.703%
(自2016年8月1日 至2017年7月31日)	1.424%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$
a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 (分配付の額)
b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格 (分配落の額)

運用実績の記載にかかる注記

あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

ご購入の申込期間	2017年6月1日（木曜日）から2018年5月31日（木曜日）まで （注1）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 （注2）ファンドは、米国の市民、居住者、法人等に該当する場合、申込みを行うことができません。
ご購入（申込み）単位	1,000口以上1口単位。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができます。 具体的な申込単位については、販売会社にご照会ください。
ご購入（申込み）価格	各申込みが受領された営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格（通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1加セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセントです。）
ご購入（申込み）代金	申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできますが、その場合は販売取扱会社の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込等により行うものとします。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができます。 （注）「販売取扱会社」とは、販売会社および他の販売・買戻取扱会社をいいます。 具体的な申込方法については、販売会社にご照会ください。
ご換金（買戻し）単位	1口以上1口単位。ただし、販売会社はこれと異なる買戻し単位を定めることができます。 具体的な買戻し単位については、販売会社にご照会ください。
ご換金（買戻し）価格	管理会社が買戻し請求を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格（通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1加セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセントです。）
ご換金（買戻し）代金	買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた営業日の翌営業日に支払われます。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われます。
申込締切時間	販売会社にご照会ください。
ご換金（買戻し）の制限	該当事項はありません。
ご購入（申込み）・ご換金（買戻し）の中止および停止	管理会社は、次の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。 (a) ファンドの資産の相当部分の評価基準を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。 (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。 (c) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。 (d) 為替規制または資産の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
信託期間	トラストの存続期間は無期限です。

繰上償還	<p>トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができます。</p> <p>また、トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散されません。</p>
決算日	毎年12月31日
収益分配	<p>管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言することを意図しています。</p> <p>各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよび／または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後）は当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行されます。</p>
信託金の限度額	各ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。
運用報告書	<p>管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後（12月31日）遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。上記のトラストの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページに掲載されます。</p>
課税関係	<p>ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。</p>
転換	<p>日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通営業日（ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限り）に、販売取扱会社を通じてファンド証券の転換を請求することができます。ただし、販売取扱会社によっては転換の請求が受け付けられない場合があります。</p>
その他	<p>ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。</p>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

申込手数料	申込手数料は課されません。
買戻し手数料	買戻し手数料は課されません。
転換手数料	転換手数料は課されません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等：日々の平均純資産総額に対して年率0.91%（上限）を乗じた額およびその他の費用・手数料等が各ファンド資産より控除されます。

〈内訳〉

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率																		
管理報酬	管理会社	トラストの継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務	<p>管理会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理報酬を受領します（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）（注）が年率1%未満の場合、当該グロス・インカム（その他費用控除後）（注）の1%とします。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上1.5%未満の場合、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%とします。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%とします。</p> <p>（注）「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、管理会社が日々算出する、トラストの各ファンドの総利回り（グロス・イールド）から、ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいいます。以下同じです。</p> <p>「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、管理会社が日々算出する、（i）トラストの各ファンドの総利益（有価証券の売買損益、銀行利息、債券利息を含みます。）から、（ii）ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいいます。以下同じです。</p>																		
投資運用報酬	投資運用会社	トラストに対する投資運用業務	<p>投資運用会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資運用報酬を受領します（後払い）。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、（i）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ii）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額とします。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資運用報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額をもとに、以下のように計算されます。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">（i）USドル・ポートフォリオ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>純資産総額</td> <td>年率（上限）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2億米ドル以下の部分</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2億米ドル超 5億米ドル以下の部分</td> <td>0.125%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億米ドル超 20億米ドル以下の部分</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20億米ドル超の部分</td> <td>0.09%</td> </tr> </table>	（i）USドル・ポートフォリオ				純資産総額	年率（上限）		2億米ドル以下の部分	0.15%		2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%		5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10%		20億米ドル超の部分	0.09%
（i）USドル・ポートフォリオ																					
	純資産総額	年率（上限）																			
	2億米ドル以下の部分	0.15%																			
	2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%																			
	5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10%																			
	20億米ドル超の部分	0.09%																			

			<p>(ii) オーストラリア・ドル・ポートフォリオ</p> <table border="0"> <tr> <td>純資産総額</td> <td>年率 (上限)</td> </tr> <tr> <td>2億豪ドル以下の部分</td> <td>0.15 %</td> </tr> <tr> <td>2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分</td> <td>0.125 %</td> </tr> <tr> <td>5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分</td> <td>0.10 %</td> </tr> <tr> <td>20億豪ドル超の部分</td> <td>0.09 %</td> </tr> </table> <p>(iii) カナダ・ドル・ポートフォリオ</p> <table border="0"> <tr> <td>純資産総額</td> <td>年率 (上限)</td> </tr> <tr> <td>2億加ドル以下の部分</td> <td>0.15 %</td> </tr> <tr> <td>2億加ドル超 5億加ドル以下の部分</td> <td>0.125 %</td> </tr> <tr> <td>5億加ドル超 20億加ドル以下の部分</td> <td>0.10 %</td> </tr> <tr> <td>20億加ドル超の部分</td> <td>0.09 %</td> </tr> </table> <p>(iv) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ</p> <table border="0"> <tr> <td>純資産総額</td> <td>年率 (上限)</td> </tr> <tr> <td>2億NZドル以下の部分</td> <td>0.15 %</td> </tr> <tr> <td>2億NZドル超 5億NZドル以下の部分</td> <td>0.125 %</td> </tr> <tr> <td>5億NZドル超 20億NZドル以下の部分</td> <td>0.10 %</td> </tr> <tr> <td>20億NZドル超の部分</td> <td>0.09 %</td> </tr> </table> <p>投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担します。</p>	純資産総額	年率 (上限)	2億豪ドル以下の部分	0.15 %	2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分	0.125 %	5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分	0.10 %	20億豪ドル超の部分	0.09 %	純資産総額	年率 (上限)	2億加ドル以下の部分	0.15 %	2億加ドル超 5億加ドル以下の部分	0.125 %	5億加ドル超 20億加ドル以下の部分	0.10 %	20億加ドル超の部分	0.09 %	純資産総額	年率 (上限)	2億NZドル以下の部分	0.15 %	2億NZドル超 5億NZドル以下の部分	0.125 %	5億NZドル超 20億NZドル以下の部分	0.10 %	20億NZドル超の部分	0.09 %
純資産総額	年率 (上限)																																
2億豪ドル以下の部分	0.15 %																																
2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分	0.125 %																																
5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分	0.10 %																																
20億豪ドル超の部分	0.09 %																																
純資産総額	年率 (上限)																																
2億加ドル以下の部分	0.15 %																																
2億加ドル超 5億加ドル以下の部分	0.125 %																																
5億加ドル超 20億加ドル以下の部分	0.10 %																																
20億加ドル超の部分	0.09 %																																
純資産総額	年率 (上限)																																
2億NZドル以下の部分	0.15 %																																
2億NZドル超 5億NZドル以下の部分	0.125 %																																
5億NZドル超 20億NZドル以下の部分	0.10 %																																
20億NZドル超の部分	0.09 %																																
所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬	所在地事務・管理事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	各ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価格の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務	<p>所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理事務代行報酬を受領します(後払い)。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%とします。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%とします。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%とします。</p> <p>管理事務代行会社が負担したすべての合理的な実費は、トラストが負担します。</p>																														
保管報酬	保管受託銀行	各ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務ならびに各ファンドに対する受託業務	<p>保管受託銀行は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される保管報酬を受領します(後払い)。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%とします。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%とします。</p> <p>日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%とします。</p> <p>また、保管受託銀行が負担したすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担します。</p>																														

代行協会報酬	代行協会員	目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務	代行協会員および販売会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される代行協会員報酬および販売報酬を受領します（後払い）。 日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%であり、そのうちグロス・インカム（その他費用控除後）の18%が販売会社に支払われます。
販売会社報酬	販売会社	販売会社における受益者の取引口座内での各ファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等	日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とします。 本書の日付現在： 日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、そのうち年率0.18%が販売会社に支払われます。 日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、そのうち年率0.40%が販売会社に支払われます。 代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担します。
その他の費用・手数料	<p>トラストは以下を含むその他の費用を負担します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① トラストの資産および収益に課せられる一切の税金 ② トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料 (当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差引かれます。) ③ 支払事務代行会社の費用 ④ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的および監査費用 ⑤ その他、次の費用を含む管理費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 券面印刷費 ・ 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等の作成・印刷費用 ・ 年次報告書等の作成・配布費用 ・ 受益者への通知・公告の作成、配布費用 ・ 以上に類似するその他のすべての管理費用 <p>(注) 上記のその他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		
上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。			
税金			
< 個人のお客様に適用される税制 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。 ・ 受益証券の換金（買戻し）または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金（買戻し）時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%、住民税5%）が課せられます（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。 		
< 法人のお客様に適用される税制 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。）。 		
上記は、2017年8月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。			